

(一覽表 2)

不利益処分に係る処分基準

部局名：保健福祉部地域医療推進局地域医療課（電話011-231-4111（内線25-324））

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等区分	備考
1	救急救命士学校養成所指定規則	第6条	救急救命士養成所に対する報告の徴収及び指示	未設定イ	
2	救急救命士学校養成所指定規則	第7条	救急救命士養成所の指定の取消し	未設定イ	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 処分基準を設定していない場合

イ：処分基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非公」 処分基準を設定しているが、公にしていない場合

* 処分基準を設定し、公にするのは努力義務であるが、手続法令の趣旨から、合理的な理由がある場合を除いては定めなければならない。